

議案第60号

さいたま市違法駐車等防止条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市違法駐車等防止条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年2月9日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市違法駐車等防止条例の一部を改正する条例

さいたま市違法駐車等防止条例（平成13年さいたま市条例第206号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 違法駐車等 法第44条、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは第3項、<u>第48条、第49条の3第3項若しくは第49条の4の規定に違反して自動車等を駐車する行為又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第11条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為をいう。</u></p> <p>(3) [略]</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 違法駐車等 法第44条、第45条第1項若しくは第2項、第47条第2項若しくは第3項、<u>第48条若しくは第49条の2第3項の規定に違反して自動車等を駐車する行為又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第11条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為をいう。</u></p> <p>(3) [略]</p>

附 則

この条例は、平成22年4月19日から施行する。